

給実甲第 1 3 9 5 号

令和 8 年 9 月 1 日

〔各府省事務次官
各 外 局 の 長〕 殿

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 1 5 1 号の一部改正について（通知）

給実甲第 1 5 1 号（通勤手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
規則第 8 条関係 1 この条の第 1 項第 1 号ロの 「人事院の定める額」は、定期	規則第 8 条関係 1 この条の第 1 項第 1 号ロの 「人事院の定める額」は、定期

券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間（給与法第 12 条第 9 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の月数を乗じて得た額（以下この項及び規則第 21 条関係第 9 項において「6 箇月超定期券支給基本額」という。）とする。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における 6 箇月超定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る同号口の「人事院の定める額」は、当該定期券の価額から当該定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における 6 箇月超定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

2～4 （略）

規則第 12 条関係

1 この条の第 3 項において準用

券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間（給与法第 12 条第 9 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の月数を乗じて得た額（以下この項及び規則第 21 条関係第 8 項において「6 箇月超定期券支給基本額」という。）とする。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における 6 箇月超定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る同号口の「人事院の定める額」は、当該定期券の価額から当該定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における 6 箇月超定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

2～4 （略）

規則第 12 条関係

1 この条の第 3 項において準用

する規則 9—2 4 第 8 条第 1 項
第 1 号口の「人事院の定める
額」は、新幹線鉄道等に係る定
期券の価額を当該定期券の通用
期間の月数で除して得た額（そ
の額に 1 円未満の端数がある
ときは、その端数を切り捨てた
額）に支給単位期間の月数を乗
じて得た額（以下この項及び規
則第 2 1 条関係第 9 項において

「6 箇月超新幹線等定期券支給
基本額」という。）とする。た
だし、当該定期券の通用期間に
対応する各支給単位期間におけ
る 6 箇月超新幹線等定期券支給
基本額の合計額が当該定期券の
価額に達しない場合は、当該各
支給単位期間のうち最初の支給
単位期間に係る同号口の「人事
院の定める額」は、当該定期券
の価額から当該定期券の通用期
間に対応する他の支給単位期間
における 6 箇月超新幹線等定期
券支給基本額の合計額を差し引
いて得た額とする。

2 新幹線鉄道等の利用に係る特

する規則 9—2 4 第 8 条第 1 項
第 1 号口の「人事院の定める
額」は、新幹線鉄道等に係る定
期券の価額を当該定期券の通用
期間の月数で除して得た額（そ
の額に 1 円未満の端数がある
ときは、その端数を切り捨てた
額）に支給単位期間の月数を乗
じて得た額（以下この項及び規
則第 2 1 条関係第 8 項において

「6 箇月超新幹線等定期券支給
基本額」という。）とする。た
だし、当該定期券の通用期間に
対応する各支給単位期間におけ
る 6 箇月超新幹線等定期券支給
基本額の合計額が当該定期券の
価額に達しない場合は、当該各
支給単位期間のうち最初の支給
単位期間に係る同号口の「人事
院の定める額」は、当該定期券
の価額から当該定期券の通用期
間に対応する他の支給単位期間
における 6 箇月超新幹線等定期
券支給基本額の合計額を差し引
いて得た額とする。

2 新幹線鉄道等の利用に係る特

別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が6箇月を超えない通用期間で一体として発行されているとき（規則第21条関係第4項において「通用期間が6箇月を超えない一体定期券が発行されている場合」という。）における給与法第12条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（次項、規則第20条関係第2項及び規則第21条関係第9項において「特別料金等相当額」という。）は、通用期間を支給単位期間と同じくする特別料金等の額が含まれた定期券の価額と当該定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額又は特別料金等の額が含まれた通勤21回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員（第18条関係において「交替制勤務職員等」とい

別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が6箇月を超えない通用期間で一体として発行されているとき（規則第21条関係第3項において「通用期間が6箇月を超えない一体定期券が発行されている場合」という。）における給与法第12条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（次項、規則第20条関係第3項及び規則第21条関係第8項において「特別料金等相当額」という。）は、通用期間を支給単位期間と同じくする特別料金等の額が含まれた定期券の価額と当該定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額又は特別料金等の額が含まれた通勤21回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員（第18条関係において「交替制勤務職員等」とい

う。)にあっては、1箇月当たりの平均通勤所要回数分。以下この項、規則第18条関係並びに規則第21条関係第8項及び第9項において同じ。)の運賃等の額と距離制等による通常の通勤21回分の運賃等の額との差額とする。

- 3 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が6箇月を超える通用期間で一体として発行されているとき(規則第21条関係第6項及び第7項において「通用期間が6箇月を超える一体定期券が発行されている場合」という。))における特別料金等相当額(以下この項において「6箇月超特別料金等相当額」という。)は、特別料金等の額が含まれた定期券(以下この項及び規則第21条関係第7項において「6箇月超特別料金等定期券」という。)の価額

う。)にあっては、1箇月当たりの平均通勤所要回数分。以下この項、規則第18条関係並びに規則第21条関係第7項及び第8項において同じ。)の運賃等の額と距離制等による通常の通勤21回分の運賃等の額との差額とする。

- 3 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が6箇月を超える通用期間で一体として発行されているとき(規則第21条関係第5項及び第6項において「通用期間が6箇月を超える一体定期券が発行されている場合」という。))における特別料金等相当額(以下この項において「6箇月超特別料金等相当額」という。)は、特別料金等の額が含まれた定期券(以下この項及び規則第21条関係第6項において「6箇月超特別料金等定期券」という。)の価額

を当該6箇月超特別料金等定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額と当該6箇月超特別料金等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額を当該通常の定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額との差額（以下この項において「6箇月超特別料金等相当額支給基本額」という。）とする。ただし、6箇月超特別料金等定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超特別料金等相当額支給基本額の合計額が当該6箇月超特別料金等定期券の価額と当該6箇月超特別料金等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額（以下この項において「6箇月

を当該6箇月超特別料金等定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額と当該6箇月超特別料金等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額を当該通常の定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額との差額（以下この項において「6箇月超特別料金等相当額支給基本額」という。）とする。ただし、6箇月超特別料金等定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6箇月超特別料金等相当額支給基本額の合計額が当該6箇月超特別料金等定期券の価額と当該6箇月超特別料金等定期券と同じ通用期間の距離制等による通常の定期券の価額との差額（以下この項において「6箇月

超特別料金等差額相当額」という。)を超え、又はこれに達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る6箇月超特別料金等相当額は、6箇月超特別料金等差額相当額から当該6箇月超特別料金等定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超特別料金等相当額支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

規則第18条関係

この条の第1号ハの「人事院が定める額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 一 駐車の都度その料金を支払う場合 職員が一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第13条第1項に規定する正規の勤務時間の勤務のため、その者の住居と勤務官署との間を一往復

超特別料金等差額相当額」という。)を超え、又はこれに達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間に係る6箇月超特別料金等相当額は、6箇月超特別料金等差額相当額から当該6箇月超特別料金等定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6箇月超特別料金等相当額支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

規則第18条関係

この条の第1号ハの「人事院が定める額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 一 駐車の都度その料金を支払う場合 職員が一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第13条第1項に規定する正規の勤務時間の勤務のため、その者の住居と勤務官署（規則9—24

するのに要する駐車場等の料金
に相当する額の通勤 2 1 回分の
額

二 (略)

規則第 1 9 条関係

この条の第 5 項又は第 7 項の規
定により「その際支給する」場合
には、その日以後において計理上
処理できる限り速やかに支給する
ものとする。

規則第 2 0 条関係

(削る)

第 2 条第 1 項に規定する勤務官
署をいう。)との間を一往復す
るのに要する駐車場等の料金に
相当する額の通勤 2 1 回分の額

二 (略)

規則第 1 9 条関係

この条の第 2 項又は第 3 項の規
定により「その際支給する」場合
には、その日以後において計理上
処理できる限り速やかに支給する
ものとする。

規則第 2 0 条関係

1 新たに俸給表の適用を受ける
職員となつた者又は官署を異に
して異動した職員が当該適用又
は当該異動の直後に在勤する官
署への勤務を開始すべきことと
される日に給与法第 1 2 条第 1
項の職員たる要件を具備すると
きは、当該適用の日又は当該異
動の発令日を同項の職員たる要
件が具備されるに至つた日とし
て取り扱い、この条の第 1 項の
規定による支給の開始又はこの
条の第 2 項の規定による支給額
の改定を行うものとする。

1 この条の第1項ただし書若しくは第2項第1号又は第5項の「15日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、給実甲第580号（扶養手当の運用について）規則第5条関係第3項及び第4項の規定の例によるものとする。

2 （略）

3 この条の第2項第1号の「通勤手当の額を増額して改定する場合」とは、通勤手当の額を変更すべき事実に係る改定後の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額（規則9－24第19条第1項に規定する1箇月当たりの通勤手当算出基礎額をいう。以下同じ。）が当該事実に係る改定前の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額を超える場合（当該改定前の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以上である場合を除く。）をいう。

4 この条の第2項第2号の「通勤手当の額を減額して改定する

2 この条の第1項ただし書（この条の第2項において準用する場合を含む。）の「15日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、給実甲第580号（扶養手当の運用について）規則第5条関係第3項及び第4項の規定の例によるものとする。

3 （略）
(新設)

(新設)

場合」とは、通勤手当の額を変更すべき事実に係る改定後の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が当該事実に係る改定前の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額未満となる場合（当該改定前の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額と当該事実に係る改定後の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額がいずれも15万円以上である場合を除く。）を、「改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合」とは、当該改定前の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額と当該改定後の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が同額である場合及び当該改定前の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額と当該改定後の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額がいずれも15万円以上である場合をいう。

5 この条の第2項第3号イの「人事院が定める場合」は、月の初日以外の日において通勤手当の額を変更すべき事実（第7

（新設）

項又は第8項に規定する改定に係る事実を除く。)が生じた場合であって、当該事実の生じた日(以下「事実発生日」という。)において算出した当該事実に係る改定後の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額(当該額が2以上あるときは、そのうち最も高い額。以下この項及び次項において「特定通勤手当算出基礎額」という。)が、当該月の初日の通勤の実情に基づいて算出した1箇月当たりの通勤手当算出基礎額を超える場合(当該月の初日の通勤の実情に基づいて算出した1箇月当たりの通勤手当算出基礎額と当該改定後の1箇月当たりの通勤手当算出基礎額がいずれも15万円以上である場合を除く。)とし、「人事院の定める月」は、当該特定通勤手当算出基礎額に係る事実発生日の属する月(当該特定通勤手当算出基礎額に係る事実に係る規則9-24第3条の規定による届出が、当該事実発

生日から15日を経過した後に
されたときは、その届出を受理
した日の属する月) とする。

6 この条の第3項の人事院が定
める支給額は、特定通勤手当算
出基礎額に係る通勤手当の額と
する。この場合において、同項
に規定する月の末日の通勤の実
情に基づいて算出した1箇月当
たりの通勤手当算出基礎額が当
該特定通勤手当算出基礎額未満
である場合には、この条の第2
項第2号の規定の例により、当
該月の翌月から支給額を改定す
るものとする。

7 定期券を使用することが最も
経済的かつ合理的であると認め
られる普通交通機関等又は新幹
線鉄道等を利用するものとして
通勤手当（次項の通勤手当を除
く。）を支給されている場合に
おいて、支給単位期間に対応す
る当該定期券の通用期間中に当
該定期券の価額が改定されたと
きは、当該支給単位期間に係る
最後の月の翌月の初日（通用期

（新設）

4 定期券を使用することが最も
経済的かつ合理的であると認め
られる普通交通機関等又は新幹
線鉄道等を利用するものとして
通勤手当（次項の通勤手当を除
く。）を支給されている場合に
おいて、支給単位期間に対応す
る当該定期券の通用期間中に当
該定期券の価額が改定されたと
きは、当該支給単位期間に係る
最後の月の末日（通用期間が6

間が6箇月を超える定期券の価額の改定にあつては、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間のうち最後の支給単位期間に係る最後の月の翌月の初日)を、当該改定に係るこの条の第2項各号の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

8 規則9—24第19条第1項

に規定する通勤手当を支給されている場合において、同項に規定する期間（以下この項並びに規則第21条関係第8項及び第9項において「最長支給単位期間」という。）中に当該通勤手当に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る運賃等又は特別料金等の額が改定されたときは、最長支給単位期間に係る最後の月の翌月の初日を、当該改定に係るこの条の第2項第2号及び第3号の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

規則第21条関係

箇月を超える定期券の価額の改定にあつては、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間のうち最後の支給単位期間に係る最後の月の末日)を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

5 規則9—24第19条第4項

に規定する通勤手当を支給されている場合において、同項に規定する期間（以下この項並びに規則第21条関係第7項及び第8項において「最長支給単位期間」という。）中に当該通勤手当に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る運賃等又は特別料金等の額が改定されたときは、最長支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

規則第21条関係

1 この条の第1項の「人事院が定める場合」は、この条の第2項第1号イ(1)若しくは第2号に掲げる場合又は第5項各号に掲げる場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）とする。

2 この条の第2項第1号イ(1)に規定する事由発生日（以下この規則第21条関係において「事由発生日」という。）が支給単位期間に係る最後の月であること等により、同号イ(1)に規定する払戻金相当額（第4項において「払戻金相当額」という。）、第5項第1号イに規定する支給単位期間における残価額、同号ロに規定する支給単位期間における特別料金等残価額が零となる場合におけるこれらの規定に定める額は、零となる。

3 この条の第2項第1号イ(1)の「人事院の定める月」は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める月とする。

（新設）

1 この条の第2項第1号イに規定する事由発生日（以下この規則第21条関係において「事由発生日」という。）が支給単位期間に係る最後の月であること等により、同号イに規定する払戻金相当額（第3項において「払戻金相当額」という。）、規則第21条関係第4項第1号イに規定する支給単位期間における残価額、同号ロに規定する支給単位期間における特別料金等残価額が零となる場合におけるこれらの規定に定める額は、零となる。

2 この条の第2項第1号イの「人事院の定める月」は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める月とする。

一 (略)

二 この条の第1項第2号に掲げる事由 (この条の第2項第1号イ(2)に掲げる場合に係るものを除く。) 通勤手当の額が改定される月の前月

三・四 (略)

4 (略)

5 この条の第2項第1号ロの「人事院の定める額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、同項第1号イ(2)に掲げる場合に該当するときの通勤手当の額は、同号イ(2)に定める額とする。

一 通用期間が6箇月を超える定期券のみを使用している場合 この条の第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等 (同号に規定する改定がなされた後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、そ

一 (略)

二 この条の第1項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月

三・四 (略)

3 (略)

4 この条の第2項第1号ロの「人事院の定める額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 通用期間が6箇月を超える定期券のみを使用している場合 この条の第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等 (同号に規定する改定がなされた後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額 (規則9-24第19条第4項に規定する

の者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

イ 普通交通機関等に係る定期券 定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額(以下この項、第6項及び第9項において「支給単位期間における残

1箇月当たりの通勤手当算出基礎額をいう。以下この項において同じ。)が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

イ 普通交通機関等に係る定期券 定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額(以下この項、第5項及び第8項において「支給単位期間における残

価額」という。)

ロ 新幹線鉄道等に係る定期券 定期券の特別料金等の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額(以下この項、第7項及び第9項において「支給単位期間における特別料金等残価額」という。)

二 (略)

6～8 (略)

9 この条の第2項第2号ロの「人事院の定める額」は、15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はこの条の第1項各号に掲げる事由に係る支給単位期間における残価額及び支給単位期間における特別料金等残価額の合計額のいず

価額」という。)

ロ 新幹線鉄道等に係る定期券 定期券の特別料金等の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額(以下この項、第6項及び第8項において「支給単位期間における特別料金等残価額」という。)

二 (略)

5～7 (略)

8 この条の第2項第2号ロの「人事院の定める額」は、15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はこの条の第1項各号に掲げる事由に係る支給単位期間における残価額及び支給単位期間における特別料金等残価額の合計額のいず

れか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）とする。

ただし、職員が2以上の交通機関等に係る通勤手当又は交通機関等及び自動車等に係る通勤手当を支給されている場合にあっては、次に掲げるいずれか低い額（事由発生月が最長支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）とする。

一 （略）

二 その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、第5項第2号イ(1)及び(2)に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ同号イ(1)又は(2)に定める額の合計額及び次に掲げる額の合計額

イ～ニ （略）

10 この条の第3項の「人事院の定める月」は、この条の第2項第1号イ(2)に規定する事由が生じた日の属する月とする。

11 この条の第3項の規定により事由発生月（この条の第2項

れか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）とする。

ただし、規則9－24第19条第4項に規定する通勤手当を支給されている場合にあっては、次に掲げるいずれか低い額（事由発生月が最長支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）とする。

一 （略）

二 その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、第4項第2号イ(1)及び(2)に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ同号イ(1)又は(2)に定める額の合計額及び次に掲げる額の合計額

イ～ニ （略）

（新設）

9 この条の第3項の規定により事由発生月の翌月以降に支給さ

第1号イ(2)に掲げる場合に該当する場合にあっては、前項に規定する月)の翌月以降に支給される給与からこの条の第2項に定める額を差し引く場合には、返納に係る通勤手当が支給された日の属する年度内においてその日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当から一時に差し引くものとする。ただし、当該通勤手当の額がこの条の第2項に定める額に満たない場合には、当該年度内においてその日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当その他の給与から一時に差し引くものとする。

12 (略)

規則第22条関係

1 (略)

2 この条の第2項第5号の「人事院の定める事由」は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 この条の第2項第1号から第4号まで又は前2号の事由

れる給与からこの条の第2項に定める額を差し引く場合には、返納に係る通勤手当が支給された日の属する年度内においてその日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当から一時に差し引くものとする。ただし、当該通勤手当の額がこの条の第2項に定める額に満たない場合には、当該年度内においてその日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当その他の給与から一時に差し引くものとする。

10 (略)

規則第22条関係

1 (略)

2 この条の第2項第5号の「人事院の定める事由」は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 この条の第2項第1号から第4号まで又は前2号の事由

に準ずるものとして<u>各庁の長</u> <u>が認める</u>事由 3 (略)	に準ずるものとして<u>事務総長</u> <u>が定める</u>事由 3 (略)
---	---

別紙第 1 を次のように改める。

通 勤 届

令和 年 月 日提出

各庁の長		勤 務 官 署 名									
殿		所 在 地									
官 職		氏 名									
住 居											
人事院規則 9—2 4（通勤手当）第 3 条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。											
届出の理由 ☐ 1 新規（☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☐ 2 住居の変更（転居日の通勤 ☐有 ☐無） ☐ 3 通勤経路、方法又は駐車場等の変更等 ☐ 4 運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ） ☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。） ☐（駐車場等を利用する場合）職員の配偶者若しくは給与法第11条第 2 項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事院が定める施設でない											
届出の理由が生じた日 令和 年 月 日											
順路	通 動 方 法 別	区 間	距 離	所 時 要 間	乗 の 車 券 等 類	左 乗 等 の 欄 車 の 券 額	駐 車 場 等 の 地 所 在	駐 車 場 等 の 料 金	駐 車 場 等 の 利 用 形 態	備 考	
1	☐	住 居 から（ 経由） まで	. km	分		円		円			
2	☐	から（ 経由） まで	. km	分		円		円			
3	☐	から（ 経由） まで	. km	分		円		円			
4	☐	から（ 経由） まで	. km	分		円		円			
5	☐	から（ 経由） まで	. km	分		円		円			
6	☐	から（ 経由） まで	. km	分		円		円			
7	☐	から（ 経由） まで	. km	分		円		円			
記入上の注意			総通勤距離	. km	総所要時間	分					
1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路、方法又は駐車場等の変更等」には勤務官署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更」には勤務態様の変更（交替制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。 3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇箇月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別）を記入する。 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇箇月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等）の額を記入する。 5 「駐車場等の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場の所在地（〇市〇丁目〇番〇号等）を記入する。 6 「駐車場等の料金」欄には、実際に負担する額（駐車場の都度その料金を支払う場合等の場合は 1 回の利用額）を記入する。 7 「駐車場等の利用形態」欄には、1 月払い、複数月払い（〇箇月）、1 回払い、回数券（〇枚綴り〇円）等の別を記入する。 8 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 9 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。											

給与法第12条第 3 項又は第 4 項の規定の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）

- ☐ 1 異動等に伴い、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- ☐ 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- ☐ 3 配偶者と同居して子を養育するために転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- ☐ 4 介護のために父母の住居等に転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- ☐ 5 上記 3 又は 4 たる職員の要件を欠くに至った職員
- ☐ 6 その他（ ）

※ 現官署への異動発令年月日		令和 年 月 日		※ 異動等前の住居への入居年月日		令和 年 月 日	
※ 異動等の直前の住居				※ 現住所への入居年月日		令和 年 月 日	
新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	備考		
1		住 居 から（ 経由） まで	. km	分			
2		から（ 経由） まで	. km	分			
3		から（ 経由） まで	. km	分			
4		から（ 経由） まで	. km	分			
5		から（ 経由） まで	. km	分			
6		から（ 経由） まで	. km	分			
記入上の注意			総通勤距離	. km	総所要時間	分	
1 ※欄は□ 1 にレ印を付した職員のみ記入すること。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、〇〇線等の別を記入する。							

以 上